別紙１

令和３年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

令和４年３月25日
金融庁企画市場局

目　次

令和３年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び
審査結果を踏まえた留意すべき事項の公表　・・・　P. 3

１．法令改正関係審査
(1) 会計上の見積りの開示に関する会計基準　・・・　P. 6
(2) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の改正　・・・　P.10
(3) 過年度の審査結果のフォローアップ　・・・　P.13

２．重点テーマ審査
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する開示　・・・　P.18
(2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」　・・・　P.34

令和３年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項の公表

- 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、深度ある審査を行うため、各財務（支）局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

- 令和３年度の有価証券報告書レビューについて、現在（令和４年３月25日時点）までの実施状況を踏まえ、複数の有価証券報告書提出会社（以下、「提出会社」という）に共通して把握された事項に関し、記載に当たっての留意すべき事項等を取りまとめた。

- なお、記載内容が不十分であると認められた事項には、会計監査の対象となる財務諸表等に関わるものも含まれているため、留意すべき事項等については、提出会社のみならず、監査を実施する公認会計士又は監査法人においても、十分に留意いただきたい。

（注）本資料での好事例としての公表をもって、記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではない。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券報告書レビューの対応

- 昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続く中、新型コロナウイルス感染症は、多くの上場会社等の事業活動等に直接的又は間接的に大きな影響を与えている。

- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響による不確実な経営環境の下、経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要と考えられる。

- このような状況に鑑み、本年度の有価証券報告書レビューにおいて、以下の対応を行った。
  - 「新型コロナウイルス感染症に関する開示」を重点テーマ審査のひとつとし、本資料を公表することで、新型コロナウイルス感染症に関する充実した情報開示を促進する。（本資料の18ページ以降を参照）
  - 昨年度同様、重点テーマ審査の審査対象会社数を新型コロナウイルス感染症の流行以前に比べて大幅に絞り込むなど、提出会社の事業活動等にも配慮した審査を行った。

- このような環境下、重点テーマ審査の審査対象となった提出会社をはじめ、提出会社における本年度の有価証券報告書レビューへの多大なる協力に改めて感謝したい。

令和３年度有価証券報告書レビューの概要

令和３年３月31日以降の事業年度に関する有価証券報告書について以下の審査を実施

１．法令改正関係審査

(1) 会計上の見積りの開示に関する会計基準（※1）

(2) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の改正（※1）

(3) 過年度の審査結果のフォローアップ（※2）

（※1）いずれも令和３年３月31日以降終了する事業年度の年度末より原則適用。全ての提出会社を対象とした調査票による審査。

（※2）過年度の審査において令和３年度の有価証券報告書での改善の検討を求める旨の通知を行った提出会社に対するフォローアップを実施。

２．重点テーマ審査

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する開示（※1及び2）

(2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（※1及び3）

（※1）上記の重点テーマに関して、それぞれ審査対象会社を選定し質問票による対話型の審査。

（※2）新型コロナウイルス感染症に関する非財務情報（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」）及び財務情報（「会計上の見積りの開示に関する会計基準に基づく注記」及び「追加情報」）が対象。

（※3）指定国際会計基準を任意適用する会社が対象。令和２年度に引き続き実施。令和２年度の審査において令和３年度の有価証券報告書での改善の検討を求める旨の通知を行った提出会社に対するフォローアップも実施。

１．法令改正関係審査
(1)会計上の見積りの開示に関する会計基準

会計基準の概要

(1) 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）

○基準の内容

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示する。

令和３年３月31日以降終了する事業年度の年度末より原則適用。

○開示目的

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。

○注記イメージ

第５　経理の状況（連結財務諸表/個別財務諸表）
注記事項
（重要な会計上の見積り）
１．XXX（←重要な会計上の見積りの項目名）
(1)　当年度の財務諸表に計上した金額
XXX（科目名）　　XXX　百万円
(2)　会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
例えば、次のような内容を記載
・当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
・当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
・翌年度の財務諸表に与える影響

２．XXX（←重要な会計上の見積りの項目名）
・・・

審査内容と審査結果(1/2)

審査内容

提出会社から提出を受けた「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の開示要求事項に関する調査票への回答内容を確認し、注記項目の開示漏れ等の有無を審査した。

なお、注記項目の識別や具体的内容等に関する重要性の判断については審査対象外。

審査結果

本法令改正関係審査の結果、全体として大きな課題等は識別されなかった。次ページに記載する留意すべき事項に注意し、今後も引き続き、投資家に有用な情報開示となるように開示の充実を期待する。

なお、重点テーマ審査の新型コロナウイルス感染症に関する開示において、会計上の見積りの開示に関する会計基準に基づく注記について改善の余地がある事項が識別されているため、本資料の30~33ページも併せて参照願いたい。

また、金融庁公表の「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」において、監査上の主要な検討事項（KAM）の開示内容と会計上の見積りの開示に関する会計基準に基づく注記の開示内容との整合性の観点で、注記内容に課題が見受けられる事例を記載しているため、同資料の45-46ページも併せて参照願いたい。

審査内容と審査結果(2/2)

留意すべき事項

〇項目の識別について

開示すべき重要な会計上の見積り項目の識別においては、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクか否かについて、影響の金額的大きさ及びその発生可能性に関する企業自身の適切な総合的判断が求められる。開示すべき会計上の見積り項目に漏れ等がないように慎重な判断を期待する。

〇具体的な内容等の開示について

開示するべき具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、開示目的に照らした企業自身による適切な判断が求められる。投資家がリスクの内容を十分理解できるように具体的な内容等の開示がなされることを期待する。

（参考）会計上の見積りの開示に関する会計基準（一部抜粋、下線追加）

5. 会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。また、<u>翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断する。</u>

7. 第5 項に基づき識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。
(1) 当年度の財務諸表に計上した金額
(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
<u>(1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、第4 項の開示目的に照らして判断する。</u>

１．法令改正関係審査

(2) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の改正（会計方針の開示等の改正）

会計基準の改正の概要

(2) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号）の改正

○改正の主な内容

重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことにあり、この開示目的は、会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、会計処理の原則及び手続を採用するときも同じである。

従来、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続（重要性のあるもの）を開示していなかった場合、重要な会計方針において新たに開示が求められる。

令和３年３月31日以降終了する事業年度の年度末より原則適用。

○注記イメージ

第５　経理の状況　（連結財務諸表/個別財務諸表）
注記事項
（重要な会計方針）
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
・XXXに関する会計処理
XXXについては、XXXにより会計処理を行っています。

（参考）会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（一部抜粋、下線追加）

44-4.「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合をいう（第4-3 項参照）。そのため、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続には、例えば、関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるものが該当すると考えられる。なお、対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等がある場合に当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続を採用したときも、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に含まれる。

審査内容と審査結果

審査内容

提出会社から提出を受けた「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正の開示要求事項に関する調査票への回答内容を確認し、注記項目の開示漏れ等の有無を審査した。

なお、注記項目の識別等に関する重要性の判断については審査対象外。

審査結果

本法令改正関係審査の結果、全体として大きな課題等は識別されなかった。以下の留意すべき事項に注意し、今後も引き続き、投資家に有用な情報開示となるように開示の充実を期待する。

留意すべき事項

重要な会計方針として記載すべき項目の見直しの要否を定期的に検討することに留意する。
例えば、以下のような場合には特に留意が必要である。
・関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合
・業界特有の会計処理方針等、該当する事項はあるものの、重要性が乏しいために省略していたが、経営環境やビジネスの変化等により当該事項の重要性が増加した場合

１．法令改正関係審査
(3) 過年度の審査結果のフォローアップ

令和２年度の審査結果のフォローアップ

① 令和２年度の有価証券報告書レビューのフォローアップ

〇審査内容

令和２年度（昨年度）の審査において平成31年１月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に基づく改正内容に関連して、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」等における開示内容を審査した。一部の提出会社において当該改正に関する記載内容に改善の余地がある事項が識別されたことから、該当の提出会社に対して次年度での改善を求める通知を行った。令和３年度（本年度）の有価証券報告書レビューにおいて、通知を行った提出会社の有価証券報告書に対し、当該改善の余地のある事項についての改善状況を確認するフォローアップを行った。

〇実施結果

大半の提出会社において本年度の開示での改善を確認することができた。今後も引き続き、投資家に有用な情報開示となるように開示の充実を期待する。

令和元年度（平成31年度）の審査結果のフォローアップ(1/3)

② 令和元年度（平成31年度）の有価証券報告書レビューのフォローアップ

〇審査内容

令和元年度（平成31年度）の審査において平成31年１月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に基づく改正内容に関連して、「役員の報酬等」、「株式等の保有状況」等における開示内容を審査した。多くの提出会社において当該改正に関する記載内容に改善の余地がある事項が識別されたことから、該当の提出会社に対して令和２年度の有価証券報告書での改善を求める通知を行った。

令和２年度（昨年度）の有価証券報告書レビューにおいて、当該改善状況をフォローアップした結果、大半の提出会社において改善が確認できたものの、未改善の提出会社が一定数残っていたことに鑑み、該当の提出会社に対して令和３年度（本年度）の有価証券報告書での改善を求める通知を行った（２回目の改善通知）。

令和３年度（本年度）の有価証券報告書レビューにおいて、当該改善状況のフォローアップを行った。

〇実施結果

大半の提出会社において本年度の開示での改善を確認することができた。しかしながら、フォローアップの過程において、改善の余地がある事項、又は、投資家が期待する好開示と乖離がある事項が見受けられた。これらの状況に鑑み、次ページ以降に記載する事項を参照し、今後も引き続き適正な財務報告への取り組みをお願いしたい。

令和元年度（平成31年度）の審査結果のフォローアップ(2/3)

② 令和元年度（平成31年度）の有価証券報告書レビューのフォローアップ（続き）

〇役員の報酬等

改正内容のうち、特に「当事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会及び委員会等の活動内容」（第三号様式記載上の注意(38)が準用する第二号様式記載上の注意(57)c）に関して、一部の提出会社において改善の余地がある事項が見受けられた。

【主な留意すべき事項】

#1：当要求事項は、コーポレート・ガバナンスの観点で、取締役会及び委員会等の活動の内容の記載が求められているものであり、役員の報酬等の額を取締役会等で決定していること（決定方針等）ではない。そのため、当事業年度における役員の報酬を決定する過程で、取締役会等において、いつ、どのような内容の審議を行って決定したか、具体的に活動内容を記載することに留意する。

#2：また、役員報酬について、取締役会の決議によって決定の全部又は一部を取締役（例えば、代表取締役等）に再一任している場合においても、取締役会の活動内容（例えば、再一任に関する審議を行った取締役会の審議内容及び開催時期等や再一任を受けた取締役により決定された内容について取締役会で審議を行っている場合にはその審議内容及び開催時期等）を記載することに留意する。

上記の点以外も含め、金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2021」を参照し、今後の開示の改善や充実を期待する。

令和元年度（平成31年度）の審査結果のフォローアップ(3/3)

② 令和元年度（平成31年度）の有価証券報告書レビューのフォローアップ（続き）

〇株式等の保有状況

改正内容のうち、特に「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有方針及び保有の合理性を検証する方法や個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」や「経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果」（第三号様式記載上の注意(38)が準用する第二号様式記載上の注意(58)b及びd(e)）に関して、一部の提出会社において投資家が期待する好開示と乖離がある事項が見受けられた。

【主な投資家が期待する好開示のポイント（例）】

#1：保有方針に関して、保有先企業のノウハウ・ライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用し得るかについて具体的に記載することを期待する。また、保有の上限を設定して記載することや売却の方針等がある場合は当該方針を記載すること等を期待する。

#2：保有の合理性を検証する方法に関して、純投資のように時価（含み益）や配当金によるリターンを評価するのではなく、事業投資と同様、事業の収益獲得への貢献度合いについて具体的に記載することを期待する。

#3：個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容に関して、取締役会等の具体的な開催日時や議題等を記載する。

#4：定量的な保有効果を記載する。定量的な保有効果の記載が困難な場合、どのような観点で定量的な測定が困難だったかを具体的に記載する。

上記の点以外も含め、金融庁が公表している「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」を参照し、今後の開示の改善や充実を期待する。

２．重点テーマ審査
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する開示（新型コロナ開示）

本年度の審査にあたって

審査の視点：

○　新型コロナウイルス感染症に関する開示は、有価証券報告書全体もしくは開示項目ごとの開示の目的に照らし、提出会社の実情に応じて行われるべきものであり、形式的に開示内容の不備の有無を判断することは困難である。

○　そのため、本重点テーマ審査は、不備の指摘を主目的とせず、投資家による適切な投資判断を可能とし、また、投資家との建設的な対話につなげるため、より充実した開示に向けた対話型の審査を基本とした。

本資料利用にあたっての注意事項：

○　本年度の重点テーマ審査の結果公表では、次ページ以降で、審査の過程で把握した改善の余地があると考えられる事項とそれを踏まえた留意事項を項目ごとに示すとともに、適宜、好事例や改善の余地がある事例の具体例を紹介することで、提出会社の検討に資する情報を提供することにした。

○　本資料において記載されている事項は、必ずしも全ての提出会社に当てはまるではなく、各提出会社の実情に応じてあるべき記載内容が異なることに留意されたい。

○　また、これらの具体例について、好事例をそのまま引用する、又は、改善の余地があると考えられる開示例のポイントを形式的にチェックリストとして利用することのないよう留意されたい。

審査内容と審査結果

審査内容

審査対象として選定した提出会社の有価証券報告書の以下の箇所において記載される新型コロナウイルス感染症に関する開示内容について、関連する法令、会計基準及び参考となるガイダンスに照らして審査した。

【非財務情報】　第２ 事業の状況
- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

【財務情報】　第５ 経理の状況
- 会計上の見積りの開示に関する会計基準に基づく注記
- 追加情報

審査結果

以下の開示項目に関して、改善の余地があると考えられる事項が識別された。

（ア）経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

（イ）事業等のリスク

（ウ）経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（エ）会計上の見積りの開示に関する会計基準に基づく注記

留意事項等について、次ページ以降を参照。

全般的な留意事項

審査の結果、共通して識別された改善の余地のある事項をもとに、全般的な留意事項を以下のとおり取りまとめた。次ページ以降の個別の留意事項とともに、以下の点についても留意されたい。

◆ 経営者の視点による充実した開示

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の不確実性が高まる中、経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要と考えられる。しかしながら、取締役会や経営会議等において議論された新型コロナウイルス感染症に関する経営環境、経営方針、経営リスク等の内容について、十分に開示されていない事例が見受けられた。経営者の視点による充実した開示が行われることを期待する。

◆ セグメントごとの開示

新型コロナウイルス感染症の影響は、通常、セグメントごと（事業、地域等）に異なることが考えられる。セグメントごとの違い（あるいは、違いが少ない場合にはその内容も含む）について、十分に開示されていない事例が見受けられた。セグメントごとの情報に関して、経営者の視点による深度ある開示を行うことを期待する。

◆ 一貫性のある開示

新型コロナウイルス感染症に関する開示は、通常、有価証券報告書の非財務情報及び財務情報の複数の箇所にまたがる。それぞれの箇所で記載されている内容の関係性が不明瞭な事例が見受けられた。それぞれの開示項目の目的に照らし、投資家にわかりやすく、首尾一貫した開示を行うことを期待する。

個別の留意事項＜(ア)経営方針、経営環境及び対処すべき課題＞

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

1. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
(1)経営方針・経営戦略等
当社グループは、主にA事業及びB事業を営んでいます。当連結会計年度において新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当社グループ全体で顧客の需要の減少がありました。 *（中略）* 当社グループの経営戦略は、前年度から変更ありません。

【改善の余地がある事項】

#1：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営者の経営方針・経営戦略等に関して、セグメントごとの情報開示が不足している。

#2：経営方針・経営戦略等の見直しに関する判断の内容の情報開示が不足している。

【改善の方向性】

#1：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営者の経営方針・経営戦略等に関して、A事業とB事業それぞれの影響や経営戦略等を記載するなど、<u>セグメントごとに、より具体的に記載する</u>。

#2：新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経営環境等への影響を踏まえ、<u>経営方針・経営戦略等を見直した場合にはその内容</u>、また、<u>見直す必要がないと判断した場合でも、その結論に至った判断の背景等</u>を開示することが望まれる。

（※）次ページの「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A-投資家が期待する好開示のポイント-」を適宜参照。

参考＜(ア)経営方針、経営環境及び対処すべき課題＞

新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A-投資家が期待する好開示のポイント-
（金融庁2020年5月29日公表）（一部抜粋、下線追加）

Q１ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載内容

- 経営環境については、企業構造、事業を行う市場の状況や競合他社との競争優位性に加えて、自社の弱みや課題、経営環境の変化を踏まえた自社にとっての機会やリスクに関する経営者の認識を記載し、これらも踏まえて経営方針・経営戦略等を記載することが望まれます。また、投資家がセグメントごとの経営方針・経営戦略等を適切に理解できるよう、各セグメントに固有の経営環境についての経営者の認識も併せて説明することが望まれます。
- 新型コロナウイルス感染症の広がりは、各社の経営環境等に大きな影響を与えており、その影響は事業等によって異なるものと考えられます。このため、新型コロナウイルス感染症が自社の経営環境にどのような影響を与えているかについて、経営者が新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に記載することが望まれます。
- 現状 の経営環境の変化を踏まえて経営 方針・経営戦略等を見直す場合 、従前からどのような点を変更したかが分かるように記載することが望まれます 。また 、KPI の変更が必要となる場合には 、 新しい KPI を示すだけではなく 、 その変更理由についても具体的に記載することが期待されます 。
- 経営方針・経営戦略等を見直す必要がないと判断した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化を求められていることを踏まえ、見直す必要がないと判断するに至った議論の背景等を具体的に記載することが期待されます。

好開示例＜(ア)経営方針、経営環境及び対処すべき課題＞

住友商事株式会社　有価証券報告書（2021年3月期） P13-14

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

（1）

中期経営計画

●「中期経営計画2020」の総括

(1)業績総括

当社は、2018年度から2020年度までの3か年を対象とする「中期経営計画2020」において、「新たな価値創造への飽くなき挑戦」をスローガンに掲げ、経営基盤の強化を図りながら、成長戦略を推進すべく、取組んできました。

初年度は、期初の計画を達成し、業績も過去最高益となりましたが、2019年度は、米中貿易摩擦による世界経済の低迷の影響等により期初の目標が未達となり、最終年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響や低採算事業の整理等に伴う多額の一過性損失により1,531億円の赤字に転落し、収益力において課題が残りました。

また、キャッシュ・フローについては、業績の低迷に伴い、当初計画に対し、キャッシュ・インが全体的に減少したものの、2020年度の危機対応モード下における、構造改革推進に伴う資産入替えの促進や、運転資金の改善、投融資の厳選などを通じ、キャッシュ・フローをきめ細かく管理した結果、3年合計配当後フリーキャッシュ・フローは当初計画の2,000億円の黒字に対し3,100億円の黒字となりました。

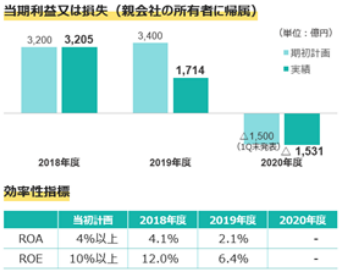

	当初計画	2018年度	2019年度	2020年度
ROA	4%以上	4.1%	2.1%	-
ROE	10%以上	12.0%	6.4%	-

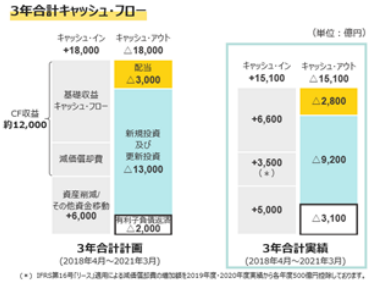

なお、「中期経営計画2020」の3年累計で約9,200億円の投融資を実行しており、セグメント毎の主な案件は以下のとおりです。

主な投融資実績（18/4～21/3）

	主な投融資実績
金属	・インド特殊鋼事業 ・ノルウェー 石油ガス関連ベンチャーへの出資
輸送機・建機	・北欧駐車場事業 ・三井住友ファイナンス＆リースへの追加出資
インフラ	・海外発電事業（欧州・アジア等） ・都市旅客鉄道運営・保守事業（フィリピン）
メディア・デジタル	・SCSK システム関係会社 完全子会社化、設備投資 ・テクノロジー企業へのベンチャー投資
生活・不動産	・国内/海外不動産取得 ・マレーシア マネージドケア事業
資源・化学品	・チリ銅事業ケブラダ・ブランカ権益取得 ・ウクライナ 農業資材直販事業

（2）

(2)危機対応モードへの切り替えと構造改革の取組み

「中期経営計画2020」では、成長戦略として、「既存事業のバリューアップ」、「次世代新規ビジネス創出」、「プラットフォーム事業の連携深化」を目指しましたが、2019年度後半に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大という未曽有の事態により、当社は、「中期経営計画2020」の最終年を、危機対応の一年として位置づけ、投融資の厳選、政策保有株式の売却、販管費の削減などの全社キャッシュ・フロー管理の厳格化を行い、また、低採算事業の整理の徹底、事業ポートフォリオの再構築のための既存事業のバリューアップの加速などの構造改革に取組みました。さらにはサステナビリティ経営の高度化のための、重要社会課題と中長期目標の設定に取組みました。

2020年度の当社の事業ポートフォリオは、新型コロナウイルス感染症の拡大によるビジネス環境の激変により当社の弱みが顕在化したものではありますが、それ以前からも世界景気などの環境変化に大きな影響を受けるとともに、その下方耐性に課題があると考えています。まずは、不採算事業の整理、資産入替えに徹底的に取組むとともに、新たな投資の規律や管理の仕組みを作り、新規投資案件の着実な収益化を図ります。さらに、既存事業を変革し、収益力を強化すると同時に、新規コア事業の育成にも取組むこととしました。

上記の構造改革の成果として、低採算事業については、その見極めを徹底的に行い、32社の事業会社から撤退を完了しました。また、約150社の事業会社についても、今後3か年で700億円の収益改善効果を見込める具体的なプランを策定しました。事業ポートフォリオの再構築に向けた、全ての事業戦略の評価も完了しており、今後はそれらをしっかりとレビューしながら、PDCAサイクルを着実に実行していきます。

対処すべき課題

2021年度から2023年度の3か年を対象とする新中期経営計画「SHIFT 2023」においては、当社の事業ポートフォリオ固有の弱点を克服し、当社業績をV字回復させるべく、2020年度からの取組みに加え、課題の背景にある真因を取り除くため、事業戦略を遂行する組織単位（Strategic Business Unit（以下、SBU））の強化と全社最適の資源配分を実現する仕組みを導入して、徹底的な構造改革を行います。

「SHIFT 2023」は、昨年の「危機対応モード」のモメンタムを維持しており、これまで構造改革として実行してきた取組みをより具体的且つ中期的な目線で引き直した内容となっています。全社で総力をあげてこの「SHIFT 2023」を着実に実行することにより、当社の足元の状況を早急に改善させ、一日も早く株主の皆様の信頼を回復すべく、業績面で結果を示していきます。

（1）前中期経営計画の振り返りとして、業績やキャッシュフロー等の計画実績対比の結果を端的に記載

（2）新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて中期経営計画を適時に修正し、その内容を具体的に記載するとともに取組みの成果を定量的な情報も含めて記載

（注）本好開示例は、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」からの抜粋。本事例以外の好開示例も参照可。

個別の留意事項＜(イ)事業等のリスク＞

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

2.【事業等のリスク】
(1)自然災害等
新型コロナウイルス感染症の感染拡大が想定以上に長期化した場合、需要の減少等により当社グループの業績に悪影響があります。

【改善の余地がある事項】

#1：業績への影響のみ記載されており、従業員の働き方やサプライチェーンへの影響といった、事業活動に与える影響等についての記載が不足している。

#2：リスクの内容（顕在化する可能性の程度や時期、影響額等）に関する開示が不足している。

#3：リスクへの対応策についての記載が不足している。

【改善の方向性】

#1：業績への影響だけではなく、例えば、従業員の働き方やサプライチェーンへの影響といった、事業活動に与える影響等も含めて、取締役会や経営会議等における議論の内容等を記載する。

#2：リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響額等、リスクの内容を具体的に記載する。また、定量的な金額等の開示が望ましいが、定量化ができない場合にはその旨を開示し、定量化が可能となった場合において四半期報告書等での適時の開示が望まれる。

#3：リスクの対応策については、テレワーク等の事業活動に係る対応策を含め、取締役会や経営会議等における議論の内容等を踏まえ具体的に記載する。

（※）次ページの「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A-投資家が期待する好開示のポイント-」を適宜参照。

参考＜(イ)事業等のリスク＞

新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A-投資家が期待する好開示のポイント-
（金融庁2020年5月29日公表）（一部抜粋、下線追加）

Ｑ２ 事業等のリスクの記載内容

- 記載にあたっては、企業の現在の状況や経営成績等に与える影響について、例えば、従業員の働き方やサプライチェーンへの影響といった、事業活動に与える影響等も含めて、取締役会や経営会議等における議論の内容（経営者の視点での状況認識・分析と、これに対する対応策（経営戦略の変更等））を記載する等、具体的に記載することが求められております。また、可能な限り定量的な情報も含めて記載することが期待されます。
- 提出日時点において、経営成績等に与える影響額を合理的に見積ることができない場合には、その旨を記載した上で、その後、影響額を合理的に見積ることができるようになった時点において、その内容を四半期報告書や臨時報告書、適時開示等において情報提供することが望まれます。

Ｑ３事業等のリスクの対応策の記載内容

- 対応策について取締役会や経営会議等で議論している場合は、その内容を具体的に記載することが望まれますが、対応策が明確に定まっていない場合には、その旨を記載した上で、その後、対応策が策定された時点で四半期報告書や臨時報告書、適時開示等において情報提供することが望まれます。
- 対応策の記載にあたっては、経営成績等に係る対応策だけではなく、例えば、リモートワーク等、新型コロナウイルスの感染防止対策がどのように行われているかなど、事業活動に係る対応策についても具体的に記載することが期待されます。
- 今般の感染症のリスクに対する対応として、特別な会議体や管理体制を置いている場合は、例えば、当該会議体等の意思決定権者、構成員、権限、位置づけや議論の内容、活動状況等、その具体的な内容について記載することが望まれます。

好開示例＜(イ)事業等のリスク＞

コニカミノルタ株式会社　有価証券報告書（2021年3月期） P33-34

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

④新型コロナウイルス感染症に関するリスク

1）新型コロナウイルス感染拡大の影響		
発生可能性：高	発生する可能性のある時期：１年以内	影響度：大

当社グループは、グローバルな事業を展開しており、売上高における日本以外の地域の構成比は、80%以上を占めます。そうした事業環境下において、2019年度から続く新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、欧米地域では当社の顧客企業の事業活動が停滞し大きく需要が減少したため、当社の販売活動の停滞を余儀なくされました。新型コロナウイルスによる感染症の影響は、感染の規模や収束の時期について、４月末現在において入手可能な情報等に基づいて、当社グループが判断し一定の想定をしております。

一方、新型コロナウイルス感染症と闘いながら経済活動を再開していく過程においては、医療従事者への一層の支援が必要とされるとともに人々の価値観や働き方にも変化が生じております。パルスオキシメーターの増産による感染者の在宅療養への対応、胸部Ｘ線のAI診断支援、遠隔診断支援や「Workplace Hub」を活用した多拠点連携による働き方改革支援、自社実践から得られたテレワークのノウハウ提供等は、これらの社会課題の解決を通じ事業機会拡大も想定されます。

以下、セグメントごとに、リスク（マイナス側面）と機会（プラス側面）の両面から説明いたします。

●リスク・機会

（デジタルワークプレイス事業・プロフェッショナルプリント事業）

顧客企業のテレワークや事業活動の制限により、製品購入判断や設置の遅延、商談機会の制約や長期化、印刷量の減少が想定され、当社の経営成績においてもマイナスの影響がでています。

一方、テレワークなどの新しい働き方を支援する当社のITサービス・ソリューションや「Workplace Hub」は、主要顧客である中堅・中小企業や官公庁に強固な情報セキュリティを確立しながら、遠隔での協働を実現するソリューションとして販売機会の拡大を推し進めています。

営業活動においては、非対面営業による顧客への提案力向上のためのウェブセミナー開催やデータを活用したマーケティング等の顧客への科学的アプローチ、複合機に加えたIT商材の重ね売りなど、営業力の強化を推進してまいります。

プロダクションプリント事業では、企業内印刷等のオフィスドキュメント印刷は減少しますが、中大手印刷領域において、ポストコロナの印刷機器購買の変化をデジタル化拡大の追い風と捉え、自社で培った強みを更に差別化につなげることで、デジタル印刷市場の規模とシェアの拡大を実現してまいります。

また、テレワークの導入について悩まれている顧客へ、安全に社内の情報にアクセスできるテレワーク環境の整備、在宅勤務時でも社内に届くFAXを確認できるソリューション、稟議書等の社内ワークフローの電子化など、テレワーク環境を整備するための支援、個々の課題を解決するソリューションを多数、提供しております。

（ヘルスケア事業）

病院における一般患者や被検者の減少、当社グループからの病院や製薬企業への訪問が制約されることなどにより、販売の減少がワクチン接種による集団免疫獲得までは継続することが想定されます。

一方、新型コロナウイルス感染症の収束後には、これらの需要は戻ってくるものと見ており、加えて感染症対応も含めた持続可能な医療環境を支援するＸ線動態解析、AI読影支援システムや遠隔画像診断システム、医療画像管理と施設間連携をサポートする「infomity（インフォミティ）」、医療従事者の安全と作業効率向上に貢献する生体情報モニタリングシステム、遠隔診療やカウンセリングシステム、従業員健康管理プログラムなどの販売機会の拡大可能性が想定されます。

なお、米国のAmbry社では、2020年7月より開始した地域・企業・医療機機関に対するPCR・抗体検査について、2021年度も新型コロナウイルス感染症対策への支援として取り組んでまいります。

（インダストリー事業）

顧客企業のFPD（フラットパネルディスプレイ）製造ライン増設の遅延や最終製品の需要増減の影響が想定されます。

一方、新しい働き方の広がりに伴って、需要の拡大が期待されるノートPCやタブレット、スマートフォンなどの中小型ディスプレイ用の部材販売や、顧客製造ラインの検査工程の自動化による省人化を支援する当社グループ独自のソリューションなどの販売機会の拡大可能性が想定されます。

画像IoTの分野においては、AI解析によるサーマルカメラの体表温度測定ソリューションの需要が高まり、販売機会が拡大しております。

（生産・調達）

新型コロナウイルス感染拡大とその後の需要回復局面では、当社生産に加え、サプライヤーの企業活動や物流網に至るサプライチェーン全体に影響が及んでおります。サプライヤーでの需要回復に向けた過剰稼働による事故や局所的なロックダウンによる生産停止などの発生により、当社への供給不足、生産への影響に繋がる可能性が高まっております。また、サプライヤーの事業継続コストによる調達品目の価格高騰もしくは事業継続が困難と判断された場合の代替品調達に伴う追加費用の発生などが生じる可能性があります。

対策として、BCP管理体制を開発・品質保証・調達・生産の連携で整え、調達リスク回避を進めるとともに社内生産及びサプライヤーにおける労働環境整備（感染症防止策の徹底、リモート生産支援などニューノーマルへの対応）も継続しております。

●対応

当社では、新型コロナウイルス感染拡大に対し、各国政府・地域の法令・指導に従い、グループで働く人々とその家族、顧客、取引先を始めとする全てのステークホルダーの皆様の健康と安全確保を最優先に考え、感染拡大を防止するとともに、社会や顧客への製品・サービスの提供に支障が生じないよう、生産・物流を含めたサプライチェーン網の維持等にも最大限の努力を続けております。特に、生産では以前より自社生産のデジタル化（DX化）に取組み、その効果をサプライヤーにも展開することで生産性の向上と品質、コストの競争力強化を進めております。

日本国内では、従業員に対し以前から推進している在宅のテレワークを引き続き推進し、従業員の高いパフォーマンス発揮のため、きめ細かなITサポートを拡充しております。

従業員が新型コロナウイルスに「感染しない・うつさない」ための行動ガイドラインを作成し、オフィスにおける具体的な取組み（30分単位の室内換気、少人数定員の座席配置、小まめな手洗いや勤務中のマスク着用等）を継続し徹底しております。さらには、在宅のテレワークを続けることで生じる従業員間の意思疎通や生活リズムの変化などの従業員のメンタルリスクに対して、相談窓口の設置などのメンタルケアを行っております。グローバル各拠点でも、上記のとおり各国政府など行政の要請に基づいた適切な対応を継続しております。

- **新型コロナウイルス感染症に関するリスクについて、リスクと機会の両面の影響をセグメントごとに記載するとともに、従業員への対応についても記載**

（注）本好開示例は、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」からの抜粋。本事例以外の好開示例も参照可。

個別の留意事項＜(ウ)経営者による財政状態、経営成績及びCF等の分析＞

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

3.【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
(1)経営成績
当社グループの当連結会計年度の売上高はXXX百万円であり、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、前連結会計年度よりXXX百万円の減収となりました。A分野の当連結会計年度の売上高はXXX百万円であり、前連結会計年度よりXXX百万円の減収となりました。主にA分野における販売数量の減少によるものです。B分野の・・・

【改善の余地がある事項】
#1：新型コロナウイルス感染症に関するセグメント別の分析など具体的な説明が不足している。

【改善の方向性】
#1：経営成績等の分析において、 例えば、セグメントごと（事業や地域）の影響、生産・販売に関する影響など適切に区分して記載するなど、より具体的な内容の分析を記載する。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A-投資家が期待する好開示のポイント-
（金融庁2020年5月29日公表）（一部抜粋、下線追加）
Q４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
➢ 新型コロナウイルス感染症の影響については、以下の点を含め、経営者の視点による分析の内容を具体的に記載することが期待されます。
①その影響が具体的に、どこで（事業セグメントや地域セグメント、サプライチェーンにおける原材料・部品の調達、生産、物流、販売等）、どのように生じているか

好開示例＜(ウ)経営者による財政状態、経営成績及びCF等の分析＞

森永製菓株式会社　有価証券報告書（2021年3月期） P19-20,26

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

■2021年３月期実績

■売上高：減収　新型コロナウイルス影響、プリングルズ販売店契約終了
■損　益：減益　減収影響、変動販売費増、保管料などの物流コスト増

（単位：百万円）	通期実績	前期比較	予想比較
売上高	199,990	▲8,888 (△4.3%)	+1,990 (+1.0%)
営業利益 〔営業利益率〕	19,162 〔9.6%〕	▲2,068 (△9.7%)	+1,162 (+6.5%)
経常利益	19,767	▲2,183 (△9.9%)	+1,467 (+8.0%)
親会社株主に帰属する当期純利益	13,405	+2,581 (+23.9%)	+1,105 (+9.0%)

（中略）

■2021年３月期実績：食料品製造事業

（単位：百万円）	売上高 通期実績	売上高 前期比較		営業利益 通期実績	営業利益 前期比較		利益率 通期実績
連結	199,990	▲8,888	△4.3%	19,162	▲2,068	△9.7%	9.6%
食料品製造	191,878	▲8,239	△4.1%	18,795	▲2,041	△9.8%	9.8%
菓子食品	108,840	▲12,037	△10.0%	6,392	▲1,855	△22.5%	5.9%
冷　菓	47,091	+6,338	+15.6%	7,089	+1,531	+27.5%	15.1%
健　康	35,947	▲2,539	△6.6%	5,313	▲1,717	△24.4%	14.8%

海外売上高	12,215	+1,090	+9.8%
米　国	7,215	+808	+12.6%
中国,台湾,輸出他	5,000	+283	+6.0%
海外売上高比率*1	6.1%	+0.8pt	-

*1 対連結売上高

ご参考：コロナ影響について

（単位：億円）	通期実績	期首想定
売上高	▲88	▲80
営業利益	▲24	▲25

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因して生じている経営成績への影響は以下のとおりであります。

影響が生じている主な事業・カテゴリーについて

		第１四半期（4－6月計）	第２四半期（7－9月計）	第３四半期（10-12月計）	第４四半期（1－3月計）
マイナス影響	キャンディ	外出自粛に伴う行楽・土産物需要の減少、在宅勤務増加によるオフィス需要の減少等	左記影響は残るも回復基調	継続的な影響はあるが、取組強化により市場を上回る回復	第３四半期と同様の傾向
	ゼリー飲料	スポーツ時・朝食代替など従来の主要な飲用シーンの縮小による影響	左記影響は残るも回復基調 期間限定品等による売上増の影響あり	継続的な影響はあるが、新商品、限定品等の展開により一部カバー	緊急事態宣言発出を受け１月は大きく影響が生じるも３月にかけて回復傾向
	国内子会社（事業会社）	主要得意先や販売店舗の休業による販売機会喪失、外出自粛影響による売上減少	左記影響は残るも回復基調	一部事業には減収影響が残るものの、全体では回復基調	第３四半期と同様の傾向
	海外	－	ロックダウン、店舗閉鎖等による影響あり	－	－
プラス影響	ビスケット	家庭内消費、ストック、食事代替など、巣ごもり需要の伸張	左記影響は鈍化傾向 積極的な店頭展開により好調維持	定番ブランドの積極的な店頭展開により好調維持	巣ごもり需要一巡の中でも、定番ブランドの積極的な店頭展開により好調維持
	ケーキミックス	外出自粛による在宅時間の増加に伴う内食・手作り需要の高まり	引き続き左記影響あり	内食・手作り需要の高まりが続く中、増産対応と取組強化により市場を牽引	前年需要急増の影響により前同を下回るも堅調に推移
	ココア	手作り需要の高まり、健康効果への関心	－	－	－

*対象の国内子会社：食料品製造セグメント（菓子食品事業）２社、食料卸売セグメント１社、不動産及びサービスセグメント１社

（単位：%）

国内の各カテゴリーにおける売上高（前年同四半期比）

	第１四半期（4－6月計）	第２四半期（7－9月計）	第３四半期（10-12月計）	第４四半期（1－3月計）	通期
キャンディ	76	93	95	93	89
ゼリー飲料	57	102	94	86	84
ビスケット	117	116	114	109	114
ケーキミックス	170	132	117	98	125
ココア	116	97	115	102	109

- **新型コロナウイルス感染症による経営成績への影響について、事業ごとのマイナス影響とプラス影響を四半期ごとの推移を含めて具体的に記載**

（注）本好開示例は、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」からの抜粋。本事例以外の好開示例も参照可。

個別の留意事項＜(エ)重要な会計上の見積り注記＞(1/2)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

5. 経理の状況
1. 連結財務諸表等　注記事項
（重要な会計上の見積り）
・繰延税金資産の回収可能性
(1)当期の連結財務諸表に計上した金額
繰延税金資産　　XXX　百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
繰延税金資産は、将来の事業計画を基礎とした課税所得の見積りによっています。将来の事業計画において、将来の新型コロナウイルス感染症の影響に関する経営者の見積りを反映しています。新型コロナウイルス感染症の流行が想定以上に長期化し、当社の業績に悪影響が生じた場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の取り崩しが生じるリスクがあります。

【改善の余地がある事項】
#1：将来の事業計画において、将来の新型コロナウイルス感染症の影響に関する経営者の見積りを反映している点はわかるものの、どのような点を主要な仮定としているか等の具体的な記載がない。

【改善の方向性】
#1：将来の新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積りが重要な仮定である場合、新型コロナウイルス感染症に関して、どのような点を主要な仮定としているか（例えば、新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する仮定など）について具体的に記載する。

個別の留意事項＜(エ)重要な会計上の見積り注記＞(2/2)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

5. 経理の状況
1. 連結財務諸表等　注記事項
（重要な会計上の見積り）
・固定資産の減損
(1)当期の連結財務諸表に計上した金額
固定資産の残高(全社)　XXX百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社グループでは、主として事業の単位で、減損の兆候を判定し、資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローの見積りに基づき、減損の要否の判定を実施しています。 当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響を事業計画に反映した結果、ABC事業に係る資産グループについて、XXX百万円の減損損失を計上しました。翌連結会計年度において、当社グループが想定した以上に新型コロナウイルス感染症の悪影響が生じた場合には、翌連結会計年度において、ABC事業に係る資産グループについて、追加の減損損失が生じる可能性があります。

【改善の余地がある事項】
#2：特定の事業（ABC事業）の固定資産に関する追加の減損リスクを記載しているにも係らず、全社ベースでの固定資産の残高のみ開示されている。また、項目名についても、特定の事業（ABC事業）に関する固定資産の減損であることが明確ではない。

【改善の方向性】
#2：開示の目的に照らし、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクの内容として、全社ベースではなく、当該特定の事業（ABC事業）の固定資産の残高を開示する。また、項目名は「ABC事業に係る固定資産の減損」など明確化することが望ましい。

（注）本改善の余地のある事項は、新型コロナウイルス感染症に直接関係した開示ではないものの、「重要な会計上の見積り注記」を審査する過程において識別した事項として記載している。

参考＜(エ)重要な会計上の見積り注記＞

会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）（一部抜粋、下線追加）

4. 会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。

5. 会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。また、翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断する。

6. 前項に基づき識別した項目について、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表す項目名を注記する。なお、会計上の見積りの開示は独立の注記項目とする。識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名は単一の注記として記載する。

7. 第5 項に基づき識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。
(1) 当年度の財務諸表に計上した金額
(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
(1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、第4 項の開示目的に照らして判断する。

8. 前項(2)の「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として第4 項の開示目的に照らして注記する事項には、例えば、次のようなものがある。
(1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
(2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

好開示例＜(エ)重要な会計上の見積り注記＞

株式会社AOKIホールディングス　有価証券報告書（2021年３月期）P47-48 ※一部抜粋

第5　経理の状況
【注記事項】
（重要な会計上の見積り）

（1）

1．店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（百万円）

	当連結会計年度		
	ファッション事業	アニヴェルセル・ブライダル事業	エンターテイメント事業
セグメント別固定資産の期末帳簿価額（減損損失計上後）※	58,167	30,653	61,538
減損損失	904	601	485

※ 店舗固定資産及び共用資産等を含みます。

（2）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、各店舗の翌連結会計年度予算及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。

資金生成単位は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の営業損益が過去2か年連続してマイナスとなった場合、当年度がマイナスであり翌年度予算も継続してマイナスである場合及び店舗の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

（3）

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく各店舗の将来の収益予測及び営業利益予測に基づいております。割引前将来キャッシュ・フローの合計及び使用価値の算定にあたっては、各店舗の営業継続期間の予測を20年又は契約更新が出来ない店舗は契約期間、あるいは退店予定までの期間としております。

新型コロナウイルス感染症（以下、「同感染症」といいます。）の影響については、その収束時期を2022年3月末とするシナリオを想定し、同感染症の収束後も顧客の需要は同感染症の拡大以前には戻らないという仮定に基づいております。

（ファッション事業）

ファッション事業は、開店初年度は初期費用がかかり通常営業損失になるため、減損の兆候を把握する対象から除外しております。また、将来の収益予測を見積るにあたり、翌連結会計年度以降の既存店売上高合計は、同感染症の影響を受けていない2019年3月期と比べ、86％から92％で推移するとの仮定を置いております。

（アニヴェルセル・ブライダル事業）

アニヴェルセル・ブライダル事業は、同感染症の影響による市場環境の変化により一組当たりの単価が下落しております。将来の収益予測を見積るにあたり、翌連結会計年度以降の一組単価は、同感染症の影響を受けていない2019年3月期と比べ、概ね88％から90％との仮定を置いております。

（エンターテイメント事業）

エンターテイメント事業の顧客の数は認知度の向上とともに初年度から3年程度増加する傾向があり、出店初年度は初期費用がかかり通常営業損失になるため減損の兆候を把握する店舗から除外しております。将来の収益予測を見積るにあたり、翌連結会計年度以降の既存店売上高合計は、同感染症の影響を受けていない2019年3月期と比べ、93％から96％で推移するとの仮定を置いております。

（2）

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

同感染症の影響等により翌連結会計年度以降の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度が開店初年度であるため、また、減損損失の兆候を把握したが将来の収益予測及び営業利益予測により、減損損失を計上しなかった店舗の固定資産の帳簿価額は以下のとおりです。

（4）

（百万円）

	当連結会計年度		
	ファッション事業	アニヴェルセル・ブライダル事業	エンターテイメント事業
開店初年度であるため減損の兆候から除外した店舗の固定資産帳簿価額	282	—	7,538
減損の兆候を把握したが減損損失を計上しなかった店舗の固定資産帳簿価額	6,273	2,363	12,309

（1）固定資産の残高等をセグメント別に区分して記載
（2）「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として、それぞれの項目ごとに具体的に記載
（3）主要な仮定として、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の仮定を具体的に記載し、また、新型コロナウイルス感染症以外の仮定に関する定量情報を記載
（4）翌年度の連結財務諸表に与える影響に関する定量情報を記載

（注）本好開示例は、本結果公表のための参考事例であり、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」 には含まれていない。

２．重点テーマ審査
(2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（IFRS15）

本年度の審査にあたって(1/2)

本年度の審査：

○　令和２年度（昨年度）のIFRS第15号の審査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年に比べて審査対象会社を大幅に絞り込むなどの対応を行ったことから、本年度においても審査テーマとすることが適切と判断した。本年度の審査対象会社数については、昨年同様に大幅な絞り込みを実施した。なお、本年度の審査対象会社は昨年度と異なる。

○　審査対象会社に質問した内容については、昨年度の質問項目を基礎としつつ、昨年度に比べて質問項目を追加するなどの対応を行った。（例えば、製品保証等の会計処理に関する質問など）

審査の視点：

○　審査の視点については、昨年度と基本的に同様である。IFRS第15号の開示に関する包括的な定めとして開示目的を定めていること（IFRS第15号 第110項）や企業の実態に応じて個々の注記事項の開示の要否や詳細さのレベルを判断すること（同第111項）を踏まえ、本重点テーマ審査では、不備の指摘を主目的とせず、開示目的等に照らし、より充実した開示に向けた対話型の審査を基本とした。

本資料利用にあたっての注意事項：

○　本資料において記載されている事項は、必ずしも全ての提出会社にあてはまるものではなく、各提出会社の実情に応じて記載の内容が異なることに留意されたい。

○　本結果公表資料において留意事項として記載している内容は、昨年度の結果公表資料を基礎とした資料（但し、本年度の記載に合わせて一部編集）と、本年度に新たに追加した資料により構成されている。（※）

○　我が国の「収益認識に関する会計基準」の適用会社にも参考になると考えられることから、提出会社が充実した開示を検討する上で、本資料が活用されることを期待する。

（※）昨年度の結果公表資料を基礎としたスライドは「再掲」、本年度に新たに追加したスライドは「追加」と記載している。

本年度の審査にあたって(2/2)

昨年度の審査結果のフォローアップ：

○　昨年度の審査対象となった提出会社における開示の改善状況について、本年度においてフォローアップを行った結果、開示の改善を確認することができた。有価証券報告書レビューの審査への協力に感謝するとともに、今後も引き続き、適正な財務報告への取り組みをお願いしたい。

審査対象会社以外の追加の開示分析：

○　加えて、昨年度及び本年度の審査対象会社以外の指定国際会計基準の任意適用会社（3月末決算のみ）の収益認識に関する開示について、昨年度の開示からの変化の有無を分析した。その結果、およそ全体の１/４程度の提出会社において、昨年度からの開示の改善や拡充（財務数値の更新や表現の微修正以外の開示の変化等）が見受けられた。（※）

○　多くの提出会社において、自主的に開示の内容の見直しを検討したことを示すものであり、今後も引き続き、適正な財務報告への取り組みをお願いしたい。

（※）開示の見直しの検討の結果、結果的に昨年度から開示の見直しが不要と判断した提出会社も含まれることなどから、昨年度からの開示の変化がなかったことをもってIFRS第15号に照らして不十分な開示となっていることを意味するものではない。また、昨年度から開示の変化があったことをもって、IFRS第15号に照らして十分な開示がされていることを意味するものではない。

審査の内容と審査結果(1/2)

審査内容

昨年度に引き続き、指定国際会計基準を任意適用する提出会社から審査対象会社を選出し、収益認識に関する開示がIFRS第15号に基づいて適切にされているかについて確認するため、以下の表示及び注記項目について審査を行った。

- 収益認識の注記
- 重要な会計方針の注記
- 連結財務諸表の表示

審査結果

本年度及び昨年度の審査の結果、顧客との契約から生じる収益に関する開示に関し、以下の各項目の開示等について、改善の余地があると考えられる事項が識別された。

（ア） 履行義務
（イ） 履行義務の充足の時期の決定
（ウ） 契約残高
（エ） 残存履行義務に配分した取引価格
（オ） 取引価格及び履行義務への配分額の算定
（カ） 収益の分解
（キ） 重要な判断/見積りを伴う判断

留意事項等について、39ページ以降を参照。

審査の内容と審査結果(2/2)

審査対象の業種 *1

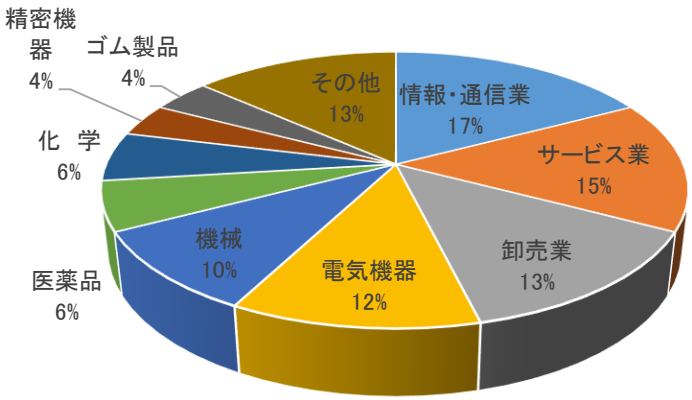

*1： 昨年度及び本年度において審査対象として選定した提出会社の会社数合計に占める業種別の会社数の割合。指定国際会計基準を任意適用する提出会社全体の業種別の会社数や業種ごとのIFRS第15号の論点の有無等を考慮して審査対象を選定した。なお、本年度の数値は本資料公表時点のものである。

審査において改善を提案した事項（延べ数）*2

昨年度

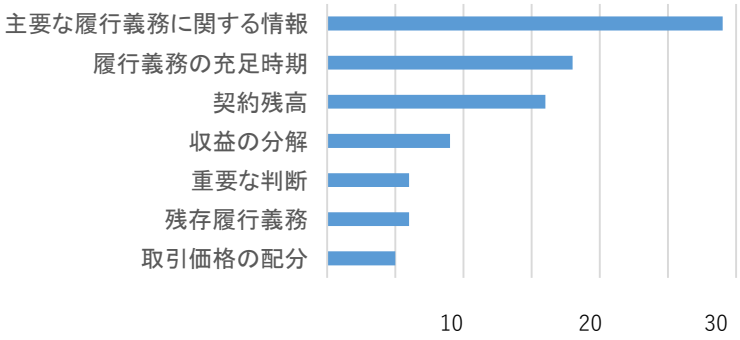

本年度

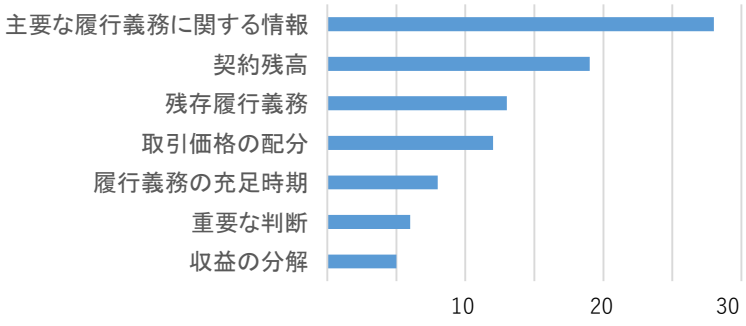

*2： 重要性の判断等が含まれることから必ずしも改善が必要な課題の数そのものを意味するものではない。また、本年度と昨年度の審査対象会社数や質問項目数等は異なることから、単純なコメント数での比較は困難であるが、「主要な履行義務に関する情報」に関する事項が、継続して最上位となっている。

再掲

全般的な留意事項

本年度及び昨年度の審査の結果、共通して識別された改善の余地のある事項をもとに、全般的な留意事項を以下のとおり取りまとめた。次ページ以降の個別の留意事項とともに、以下の点についても留意されたい。

◆ 一貫性のある開示

個々の開示内容は基準に従った開示と考えられる一方、項目間の関係性を読み取れない事例が見られた。個々の開示要求に対する形式的な対応にとどまらず、関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となっているか検討することが求められる。

（改善の余地があると考えられる例）
・履行義務に関する情報の説明と収益の分解に関する情報の区分が異なる。
・履行義務に関する情報とそれが契約残高に与える影響の関係性が明確ではない。また、どの履行義務と関連する契約残高であるかが明確ではない。

◆ 開示の要否の判断

以下の理由等により、基準で求められている開示を省略する事例が見られた。しかし、これらは開示を省略する理由として適切ではないと考えられる。

・特殊な履行義務ではないため
・業界慣行に従い処理しているため
・日本の会計基準による会計処理と差異がないため
・非財務情報等において記載しているため

◆ 重要性の判断

重要性の判断は開示目的とともに考慮するべきであり、重要性がないとして要求されている開示を省略する際には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないかどうか検討することが求められる。

また、重要性が乏しい事項について、開示されている定量的情報等からその旨を読み取ることができない場合は、重要性が乏しいことが分かるように簡潔な説明を加えることも有用と考えられる。

再掲

個別の留意事項＜(ア)履行義務＞(第119項) (1/3)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

（重要な会計方針）
X. 売上収益
当社は多様な事業を行っており、契約に基づく履行義務の性質に応じて、一時点又は一定の期間にわたり収益を計上しております。

【改善の余地がある事項】
#1：履行義務の充足時期の説明が、基準の表現の転記等の抽象的な内容にとどまっており、企業固有の収益の認識態様が具体的に説明されていない。

【改善の方向性】
#1：主要な履行義務の充足時期につき、企業が移転を約束した財やサービスの内容に基づき企業固有の内容で具体的に説明する。
特に、サービスについては履行義務の充足時期についての説明を補足するため、より具体的な説明をする。
説明の詳細さについては他の注記（収益の分解等）の内容を考慮して決定する。

（参考）IFRS第15号（一部抜粋）
履行義務
119. 企業は、顧客との契約における履行義務に関する情報を開示しなければならない。これには次のすべての記述が含まれる。
(a) 企業が履行義務を充足する通常の時点（例えば、出荷時、引渡時、サービスを提供するにつれて、あるいはサービスの完了時）。これには、請求済み未出荷契約において履行義務がいつ充足されるかが含まれる。

再掲

個別の留意事項＜(ア)履行義務＞(第119項) (2/3)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

（通常の支払期限等に関する開示なし）

【改善の余地がある事項】

#2：履行義務に関して、重大な支払条件（通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、等）が説明されていない。

【改善の方向性】

#2：通常の支払期限について、会社が一般的であると認識している情報であっても、財務諸表利用者が当該情報を読み取ることが出来るように具体的に説明する。
重大な金融要素や対価の金額の変動性について、重要性がないと判断した場合や該当事項がないと判断した場合でも、その旨を簡潔に開示する。

（参考） IFRS第15号（一部抜粋）
履行義務
119. 企業は、顧客との契約における履行義務に関する情報を開示しなければならない。これには次のすべての記述が含まれる。
(b)重大な支払条件（例えば、通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、変動対価の見積りが第56項から第58項に従って通常制限されるのかどうか）

再掲

個別の留意事項＜(ア)履行義務＞(第119項) (3/3)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

(重要な会計方針)
X. 売上収益
当社グループは顧客に対して、契約に基づいてサービスを提供する義務を負っております。サービス提供についてはサービスの履行義務を充足した時点に収益を計上しております。代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

【改善の余地がある事項】

#3：主要な履行義務の内容に関して、抽象的な説明にとどまっており、企業固有の取引内容や履行義務が具体的に説明されていない。

#4：代理人取引が存在することは示されているが、どの履行義務において代理人として取引しているかが説明されていない。

【改善の方向性】

#3：主要な履行義務の内容につき、企業固有の内容を反映して具体的に説明する。
特に、サービスの提供や一定の期間にわたり充足する履行義務はさまざまな類型の契約が存在すると考えられるため、詳細に説明する。

#4：どの履行義務において、企業が代理人として行動しているかを明確に説明する。

（参考） IFRS第15号（一部抜粋）
履行義務
119. 企業は、顧客との契約における履行義務に関する情報を開示しなければならない。これには次のすべての記述が含まれる。
(c) 企業が移転を約束した財又はサービスの内容（他の当事者が財又はサービスを移転するよう手配する履行義務（すなわち、企業が代理人として行動する場合）を強調する）

再掲

個別の留意事項＜(イ)履行義務の充足の時期の決定＞(第124項、第125項)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

(重要な会計方針) ※前ページと同じ例
X. 売上収益
当社グループは顧客に対して、契約に基づいてサービスを提供する義務を負っております。サービス提供についてはサービスの履行義務を充足した時点に収益を計上しております。代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

【改善の余地がある事項】

#1：一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法やその使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由に関する説明がされていない。

#2：一時点で充足される履行義務について、顧客が財又はサービスに対する支配をいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断に関する説明がされていない。

【改善の方向性】

#1：第119項(a) で要求されている事項（企業が履行義務を充足する通常の時点）の開示のみでは、財務諸表利用者は、履行義務の充足の時期を決定する際に用いた判断まで読み取ることができないため、第124項(a)及び(b)並びに第125項で要求されている判断に関する事項について、具体的に説明する。

#2：履行義務の充足の時期を決定する際に用いた判断について理解が深まるように、第119項(a)及び(c)において要求されている履行義務に関する事項の開示を充実する。

（参考） IFRS第15号（一部抜粋）
履行義務の充足の時期の決定
124. 企業は、一定の期間にわたり充足する履行義務について、次の両方を開示しなければならない。
(a)収益を認識するために使用した方法（例えば、使用したアウトプット法又はインプット法の記述及び当該方法をどのように適用しているのか）
(b)その使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由の説明
125. 一時点で充足される履行義務について、企業は、約束した財又はサービスに対する支配を顧客がいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断を開示しなければならない。

追加

好開示例＜(ア)履行義務、(イ)履行義務の充足の時期の決定＞

株式会社リコー　有価証券報告書（2021年3月期）P168-169　※一部抜粋

29　売上高
(1) 収益の分解
（中略）
当社グループの事業は、オフィスプリンティング分野、オフィスサービス分野、商用印刷分野、産業印刷分野、サーマル分野、その他分野より構成されており、各分野において製品販売及び役務の提供を行っております。
売上高は顧客との契約において約束された対価から値引き、購入量に応じた割戻し等を控除した金額で測定しております。変動性がある値引き、割戻し等を含む変動対価については、過去、現在及び予想を含む合理的に利用可能なすべての情報を用いて当社が権利を得る対価の金額を見積り、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。

（1）

オフィスサービス分野やその他分野において、当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

なお、製品保証に関しては、顧客が当該保証を独立して購入するオプションを有しておらず、製品が合意された仕様に従っているという保証に加えて顧客にサービスを提供していないことから、引当金として会計処理しております。返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務に重要なものはありません。

（2）

オフィスプリンティング分野（複合機、複写機及びプリンター等）、オフィスサービス分野（パソコン、サーバーなどの機器）、商用印刷分野（プロダクションプリンター等）、産業印刷分野（インクジェットヘッド、作像システム、産業プリンタ等）の製品は、通常機器が設置され、顧客の受け入れが得られた時点で、また、それらの分野の関連消耗品は、物品の引渡時点において顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、それぞれ当該時点で収益を認識しております。

サーマル分野（サーマルペーパーや熱転写リボン）及びその他分野の主要な製品の販売の収益は、通常物品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

（3）

オフィスプリンティング分野及び商用印刷分野においては顧客の機器の使用量に応じた従量料金、固定料金、又は基本料金に加えて使用量に応じた従量料金を支払う製品のメンテンナンス契約による収益を認識しております。当社は、メンテナンス契約の履行義務を、契約に基づき、機器を常時利用可能な状態を顧客に提供することと判断しており、これらの収益を、関連する履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り認識しております。固定料金のメンテナンス契約については顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。機器の使用量に応じた従量料金及び基本料金に加えて使用量に応じた従量料金を支払うメンテナンス契約については、顧客への請求金額により収益を認識しております。
（以下略）

（1）代理人に該当する取引を明確に記載（ア 履行義務 #4）
（2）一時点で充足される履行義務について、顧客が財又はサービスに対する支配をいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断を明確に記載（イ 履行義務の充足の時期の決定 #2）
（3）主要な履行義務の内容及び充足時期につき、企業固有の内容で具体的に記載（ア 履行義務 #1及び#3）
また、一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法やその使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由に関する説明を具体的に記載（イ 履行義務の充足の時期の決定 #1）

（注）本好開示例は、本結果公表のための参考事例であり、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」には含まれていない。

追加

個別の留意事項＜(ウ)契約残高＞(第116項、第117項)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

注記X. 売上収益
(3)契約残高
顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

	当連結会計年度末	前連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	XXX百万円	XXX百万円
契約資産	XXX百万円	XXX百万円
契約負債	XXX百万円	XXX百万円

（※）当注記や重要な会計方針の注記等において、契約資産や契約負債の残高に関する説明なし。

【改善の余地がある事項】
#1：契約資産や契約負債の残高に関する定性的な説明がなく、これらの残高と履行義務の充足や通常の支払時期との関係性が不明瞭となっている。

【改善の方向性】
#1：契約資産や契約負債の残高に加えて、定性的な説明を加えることで、履行義務の充足や通常の支払時期との関係性を明らかにする。

（参考）IFRS第15号（一部抜粋）
契約残高
116. 企業は、次のすべてを開示しなければならない。
(a)顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高（区分して表示又は開示していない場合）
(b)当報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの
(c)当報告期間に、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益（例えば、取引価格の変動）
117. 企業は、履行義務の充足の時期（第119項(a)参照）が通常の支払時期（第119項(b)参照）にどのように関連するのか、及びそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明しなければならない。提供する説明は、定性的情報を使用することができる。

追加

好開示例＜(ウ)契約残高＞(第116項、第117項)

株式会社インターネットイニシアティブ　有価証券報告書（2021年3月期）P121　※一部抜粋

23. 売上収益
(3) 契約資産及び負債

各連結会計年度における顧客との契約から生じた資産及び負債の残高は、下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	千円	千円
契約資産	499,037	1,328,556
契約負債	11,889,481	14,436,232

契約資産は、主としてハードウェア及びソフトウェアを含むシステム構築サービスにおいて、報告期間の末日時点で履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。システム構築サービスの完了に伴い、時の経過以外の条件は解消し、債権へ振替えられます。

契約負債は、主として監視、運用、ハードウェア及びソフトウェア保守サービスにおいて、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

前連結会計年度に認識した収益のうち、2019年3月31日現在の契約負債残高に含まれていた取引高は4,952,731千円であります。
当連結会計年度に認識した収益のうち、2020年3月31日現在の契約負債残高に含まれていた取引高は6,673,024千円であります。

・契約資産及び契約負債の内容を説明することにより、履行義務の充足の時期等との関係性が明瞭（ウ 契約残高 #1）

（注）本好開示例は、本結果公表のための参考事例であり、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」 には含まれていない。

再掲

個別の留意事項＜(エ)残存履行義務に配分した取引価格＞(第120項、第122項)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

注記X. 売上収益
(4)残存する履行義務に配分された取引価格
当連結会計年度末時点における未履行の履行義務の残高は、概ね3年以内に履行される見込みです。

【改善の余地がある事項】

#1：残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、最長と考えられる期間のみ説明している。

#2：残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して、第121項の実務上の便法を適用しているかどうか、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていないものがあるのかどうかが説明されていない。

【改善の方向性】

#1：残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、定性的情報を使用した方法で説明する場合であっても、収益の金額及び予想される時期に関しての趨勢等を示すことも有用な情報と考えられる。

#2：残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して要求されている開示項目は、重要性がない、もしくは該当事項がない場合にもその旨を簡潔に開示する。

（参考）IFRS第15号（一部抜粋）
残存履行義務に配分した取引価格
120. 企業は、残存履行義務に関して次の情報を開示しなければならない。
(a)報告期間末現在で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額
(b)第120項(a)に従って開示した金額を企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかの説明。企業はこれを次のいずれかの方法で開示しなければならない。
(i)残存履行義務の残存期間に最も適した期間帯を使用した定量的ベースによる方法
(ii)定性的情報を使用した方法
122. 企業は、第121項における実務上の便法を適用しているかどうか、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていない（したがって、第120項に従って開示した情報に含まれていない）ものがあるのかどうかを定性的に説明しなければならない。例えば、取引価格の見積りには、制限されている変動対価の金額の見積りは含まれない（第56項から第58項参照）。

追加

好開示例＜(エ)残存履行義務に配分した取引価格＞(第120項、第122項)

株式会社日立製作所　有価証券報告書（2021年3月期）P141　※一部抜粋

注20. 売上収益

（1）

(4)残存する履行義務に配分された取引価格

前連結会計年度及び当連結会計年度末時点における報告セグメント別の未履行の履行義務残高は下記のとおりです。

（単位：百万円）

	2020年３月31日		2021年３月31日	
	うち、セグメント間内部取引	未履行の履行義務残高	うち、セグメント間内部取引	未履行の履行義務残高
IT	53,577	1,068,472	50,181	1,080,587
エネルギー	27,348	625,730	29,288	1,884,151
インダストリー	86,941	441,956	89,043	476,109
モビリティ	5,713	3,692,326	3,905	4,247,366

当社及び子会社において、長期に亘り収益が認識される契約を有するセグメントは、主にITセグメント、エネルギーセグメント、インダストリーセグメント及びモビリティセグメントです。

(中略)

当連結会計年度末時点における未履行の履行義務残高の履行時期の見込みは下記のとおりです。

ITセグメントの残高のうち約9割は3年以内に、約1割は3年超5年以内に履行される見込みです。エネルギーセグメントの残高のうち約8割は3年以内に、約1割は3年超5年以内に履行される見込みです。インダストリーセグメントの残高のうち約9割は3年以内に履行される見込みです。モビリティセグメントの残高のうち約5割は3年以内に、約1割は3年超5年以内に履行される見込みです。

（中略）

（2）

なお、上記以外のセグメントについては、主に当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法の規定を適用し当該開示には含めていません。

（1）残存履行義務に配分した取引価格を各報告セグメント別に分解して開示し、それぞれ未充足の履行義務の充足時期について具体的な年数のレンジ情報を記載（エ 残存履行義務に配分した取引価格 #1）

（2）第121項の実務上の便法を適用している旨を明確に記載（エ 残存履行義務に配分した取引価格 #2）

（注）本好開示例は、本結果公表のための参考事例であり、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」 には含まれていない。

追加

個別の留意事項＜(オ)取引価格及び履行義務への配分額の算定＞(第126項)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

（重要な会計方針）
X. 売上収益
収益の金額は、顧客との契約において約束した対価から、返品、値引き、割戻し等を控除した金額で測定しています。

【改善の余地がある事項】
#1：取引価格の算定（変動対価等の見積り）について記載されていない。
#2：取引価格の配分が必要な場合において、約束した財又はサービスの独立販売価格の見積りに関する情報の記載がない。

【改善の方向性】
#1：変動価格の算定について具体的に記載する。
#2：取引価格の配分が必要な場合においては、約束した財又はサービスの独立販売価格の見積りに関する情報を記載する。

（参考）IFRS第15号（一部抜粋）
取引価格及び履行義務への配分額の算定
126. 企業は次のすべてについて使用した方法、インプット及び仮定に関する情報を開示しなければならない。
(a) 取引価格の算定（これには、変動対価の見積り、対価の貨幣の時間価値の影響についての調整、現金以外の対価の測定が含まれるが、これらに限定されない）
(b) 変動対価の見積りが制限されるかどうかの評価
(c) 取引価格の配分（約束した財又はサービスの独立販売価格の見積り及び契約の特定の部分への値引き及び変動対価の配分（該当がある場合）を含む）
(d) 返品及び返金の義務並びにその他の類似した義務の測定

追加

好開示例＜(オ)取引価格及び履行義務への配分額の算定＞(第126項)

京セラ株式会社　有価証券報告書（2021年3月期）P98-99

※一部抜粋

3. 重要な会計方針

(16)収益認識

当社は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下IFRS第15号)に従い、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等、及び、IFRS第16号に基づくリース契約等を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。(中略)

(1)

c. 販売奨励金

「電子デバイス」において、各種電子部品を販売する代理店への販売については、以下の様々な販促活動が定められており、顧客との契約において約束された対価から販売奨励金を控除した金額で収益を測定しています。

(a)ストック・ローテーション・プログラム

ストック・ローテーション・プログラムとは、品質に問題のない在庫について、直近6ヵ月の売上高に対して特定の比率を乗じ算出される金額分を、代理店が半年毎に返品することが可能な制度です。売上高に対するストック・ローテーション・プログラムの引当金は、現時点までの推移、現在の価格と流通量の情報、市場の特定の情報や売上情報、マーケティングやその他主要な経営手段を用いて算出した代理店の売上高に対する比率に基づき、収益認識時点で算定し、計上されており、これらの手続きには、重要な判断を必要とします。当社は、ストック・ローテーション・プログラムによる将来の返品について妥当な算定ができていると考えており、これまでの実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。なお、製品が返品され、検収された時点で、代理店に対する売掛金を減額しています。

(b)シップ・フロム・ストック・アンド・デビット・プログラム

シップ・フロム・ストック・アンド・デビット・プログラム(以下、シップ・アンド・デビット)は、代理店が顧客への販売活動における市場での価格競争に対して代理店を補助する仕組みです。シップ・アンド・デビットが適用されるためには、代理店が在庫から顧客へ販売する特定部分についての価格調整を、代理店が要求する必要があります。シップ・アンド・デビットは、現在及び将来の代理販売において、代理店が顧客へ販売する特定部分について適用されることがあります。IFRS第15号に準拠し、当社は代理店に対して収益を認識した時点で、その代理店への売上高にシップ・アンド・デビットが適用される可能性を考慮して、その売上高に関連する代理店の将来の活動に対して変動対価を見積り、計上しています。当社は、当該期間における売上高、代理店に対する売掛金の残額、代理店の在庫水準、現時点までの推移、市場状況、設備製造業やその他顧客に対する直接的な販売活動に基づく価格変動の傾向、売上情報、マーケティングやその他主要な経営手段を用いて、売上高に対する変動対価を見積り、計上しています。これらの手続きは慎重な判断のもとで行われており、またその結果、当社はシップ・アンド・デビットにおける変動対価について、妥当な算定、計上ができていると考えています。これまでの当社の実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。

d. リベート

「産業・自動車用部品」と「ドキュメントソリューション」における代理店への販売において、当社は、定められた期間内に予め定めた売上目標を達成した代理店に対し、現金でリベートを支払っています。このリベートについては、収益を認識した時点で見積った各代理店の予想販売額に基づき、リベート額を算定して、これを収益から控除しています。

e. 返品

当社は、収益を認識した時点で過去の実績に基づいて返品による損失額を見積り、収益から控除しています。

(2)

f. 製品保証

当社は、主に「ドキュメントソリューション」において、製品に対して通常1年間の製品保証を提供しています。また、最終消費者への販売において、1年間の保証期間終了後、延長保証契約を締結する場合があります。この延長保証契約については、別個の履行義務として識別し、取引価格の一部を当該履行義務に配分した上で、延長保証期間にわたり収益を認識しています。

また、製品販売、製品保証など複数の財またはサービスを提供する複数要素取引に係る契約については、契約に含まれる履行義務を識別し、契約の対価を配分する必要がある場合には、取引価格を独立販売価格に基づき配分しています。独立販売価格は、類似する製品またはサービスの販売価格やその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しています。

（1）販売奨励金など、変動対価の見積りの方法について具体的に記載（オ 取引価格及び履行義務への配分額の算定＃1）

（2）サービス型の製品保証に関して独立販売価格に基づき取引価格の配分を行っている旨を記載（オ 取引価格及び履行義務への配分額の算定＃2）

（注）本好開示例は、本結果公表のための参考事例であり、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」には含まれていない。

再掲

個別の留意事項＜(カ)収益の分解＞(第114項、第115項)

【改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）】

注X.収益認識
(1) 収益の分解

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
日本	XXX	XXX
米州	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
合計	XXX	XXX

A分野は、XXXの事業を営んでおり、XX時点で収益を認識しています。

注X.セグメント情報
(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、資産及びその他の項目

（単位：百万円）

	A分野	B分野	・・・
売上収益	XXX	XXX	XXX
外部顧客	XXX	XXX	XXX
・・・	XXX	XXX	XXX

【改善の余地がある事項】

#1：収益の分解情報と収益の分解情報以外の情報（特に履行義務の内容）との関係について、十分に理解出来るような説明がない。

#2：分解した収益とセグメント情報の関係について十分な説明がない。

#3：顧客との契約から認識した収益と収益のその他の源泉が区分されていない。(重要性がないと判断して区分していない。)

【改善の方向性】

#1：収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に適切に分解し、収益の分解情報と収益の分解情報以外の情報（特に履行義務の内容）との関係性を明確にする。

#2：分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報（IFRS第8号「事業セグメント」を適用している場合）との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示する。

#3：その他の源泉から生じた収益の額を区分して開示する。その他の源泉から生じた収益の額に重要性がない場合でも、その旨を示す開示又は当該収益の額を開示する。

（参考）IFRS第15号（一部抜粋）

収益の分解

114. 企業は、顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解しなければならない。企業は、収益の分解に使用する区分を選択する際に、B87項からB89項のガイダンスを適用しなければならない。

115. さらに、企業は、財務諸表利用者が、（第114項に従って）分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報（企業がIFRS第8号「事業セグメント」を適用している場合）との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示しなければならない。

追加

好開示例＜(カ)収益の分解＞(第114項、第115項)

日本板硝子株式会社　有価証券報告書（2021年3月期）P89-90, 94　※一部抜粋

6. 顧客との契約から生じる収益

当社グループの収益は、地域別、カテゴリー、収益認識のタイミングにより以下のとおり分解されます。地域別は収益が認識された場所に基づいています。この表は、報告セグメントでもある3つの戦略事業単位と、分解された収益との関連も表しています。

当連結会計年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(1)　(2)

(単位:百万円)

	建築用ガラス事業	自動車用ガラス事業	高機能ガラス事業	その他	合計
地域別の売上高					
欧州	85, 167	103, 587	6, 428	941	196, 123
アジア	77, 203	60, 641	29, 309	780	167, 933
米州	53, 131	80, 956	1, 081	—	135, 168
	215, 501	245, 184	36, 818	1, 721	499, 224
カテゴリー別の売上高					
ガラス及びガラス関連製品の売上高	208, 826	237, 199	36, 651	461	483, 137
役務の提供による売上高	64	1, 520	—	74	1, 658
エンジニアリング収入	—	2	—	642	644
ロイヤルティ収入	43	43	18	269	373
金型収入	—	4, 802	—	—	4, 802
その他の収入	6, 568	1, 618	149	275	8, 610
	215, 501	245, 184	36, 818	1, 721	499, 224
収益認識のタイミング					
一時点で認識される製品・サービスの売上高	210, 550	244, 247	36, 818	780	492, 395
一定期間で認識される製品・サービスの売上高	4, 951	937	—	941	6, 829
	215, 501	245, 184	36, 818	1, 721	499, 224

※(2)はセグメント情報の注記と整合

4. 重要な会計方針
顧客との契約から生じる収益

(1)

(中略)

当社グループには建築用ガラス事業、自動車用ガラス事業、高機能ガラス事業の3つの主要な戦略事業単位(SBU)があり、各事業はグローバルに組織されています。

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しています。このセグメントには、太陽電池パネル用ガラス事業も含まれます。主な顧客は、当社が供給するガラス製品を自社製品に加工する製造業、建設会社やハウジングメーカー、卸売業者、及び小売店になります。

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しています。主な顧客は、世界的な自動車メーカーや補修用ガラス製品の卸売業者になります。

高機能ガラス事業は、ディスプレイのカバーガラスなどに用いられる薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイド、電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業からなっています。主な顧客は、当社が供給するガラス製品を自社製品に加工する製造業者になります。

この3SBUの事業活動から得られる収益の流れを分析すると、契約の性質と状況から次のように分類できます。

(i) ガラス及びガラス製品の販売による収益

収益の多くはガラス及びガラス製品の販売によりもたらされています。当社グループでは通常、特定の注文書を顧客との契約と見なしており、場合によっては包括契約が適用されます。包括契約が適用される注文書の場合、包括契約と注文書に記載されている期日と条件は、どのように収益を認識するかを決定する根拠となります。注文確認と履行義務の充足との間が1年間あるいはそれ以内である場合は、顧客との契約は短期であると考えられます。

ほとんどの場合、ガラス及びガラス製品が顧客に引き渡され、所有権が移転した時点で収益を認識しています。これは支配の移転により履行義務が充足されたという判断に基づきます。他の仮定を使う特別な理由が無い限り、ひとたび顧客がガラス及びガラス製品を自らの施設で検収する、あるいは当社グループの施設にて引き取りが完了した時点で、ガラス及びガラス製品に対する支配は顧客に移転したものと考えています。

(ii) 役務提供による収益

役務提供による収益は、役務が提供されて契約条件に基づく義務が充足された時点で認識されます。契約内容により、収益は一時点又は一定の期間にわたって認識するものがあります。

(以下略)

（1）収益の分解情報においては、地域別の売上高、カテゴリー別の売上高、収益認識のタイミングの3つに分解し、重要な会計方針の注記における履行義務に関する説明との関係性が明確（カ 収益の分解 #1）

（2）収益の分解情報と各報告セグメントの収益情報との関係性が明確 （カ 収益の分解 #2）

（注）本好開示例は、本結果公表のための参考事例であり、金融庁公表の「記述情報の開示の好事例集2021」 には含まれていない。

再掲

個別の留意事項＜(キ)重要な判断/見積りを伴う判断＞(IAS第1号第122項、125項)

IFRS第15号の規定ではないものの、関連する規定として以下についても留意されたい。

【改善の余地がある事項】

#1：IAS第１号 第122項の規定に基づき、「会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に最も重要な影響を与えているもの」として、収益認識に係る会計方針や注記の項目全体を参照先として記載しているが、参照先において当該判断が具体的に説明されていない。

#2：同様に、IAS第１号 第125項の規定に基づき、「将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるもの」として、収益認識に係る会計方針や注記の項目全体を参照先として記載しているが、参照先において当該判断が具体的に説明されていない。

【改善の方向性】

#1&2：IAS第１号 第122項又は第125項に収益認識に関する判断や見積りを伴う判断が該当すると判断した場合、どの領域を指しているか特定できるように具体的に記載する。
収益認識に係る会計方針や注記を参照する場合には、項目全体ではなく項目内の参照箇所を特定できるように明瞭に記載する。

（参考）IAS第1号（一部抜粋）

122. 企業は、重要な会計方針又は他の注記とともに、見積りを伴う判断（第125項参照）とは別に、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示しなければならない。

125. 企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。
(a) その内容
(b) 報告期間の期末日現在の帳簿価額